

静岡県建設工事執行規則の改正

(交通基盤部建設経済局建設業課)

1 要旨

電子契約への対応その他必要な改正のため、静岡県建設工事執行規則を改正する。

2 公布日施行改正内容

(1) 電子契約及び電子保証への対応

令和5年10月から電子契約システムが導入されたことから、建設工事の請負契約についても、知事が別に定める電磁的方法により行うことができることとした。

また、契約保証及び前払保証について、保証書等の提出や保険証券の寄託に代えて、知事が別に定める電磁的方法による措置を講じた場合には、保証書等の提出や保険証券の寄託が行われたものとみなし、電子保証に対応できることとした。

(2) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事請負契約に係る契約保証の免除

請負代金額300万円以上の建設工事に係る請負契約については、全て契約保証を付す必要があったところ、知事が別に定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、緊急性があり着手後の契約であるため保証の必要性が乏しいことから、免除することとした。

なお、知事が別に定めるものは、県からの要請に基づいて出動を応諾した災害応急対策又は災害復旧に関する工事とする。

3 令和6年4月1日施行改正内容

(1) 材料検査簿の改正

主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて、検査を受けたときは材料検査簿に監督員の検印を受けるとされているところ、事務処理の見直しのため検印又は署名により行うこととした。

4 その他

静岡県建設工事請負契約約款についても別途改正を行う。